



# まつえ北商工会かわら版

発行：まつえ北商工会  
松江市鹿島町古浦607-3  
☎ 0852-82-2266

URL <http://matu-kita.shoko-shimane.or.jp>

## 本年のみ！「消費税簡易課税制度の特例」が活用できます！

消費税本則課税を選択されている皆様、簡易課税制度の特例をご存知ですか？

### 簡易課税制度とは

基準期間（2年前の事業年度）の課税売上高が5,000万円以下の事業者に関し、事前に税務署へ「簡易課税制度選択届出書」を提出することで利用できる制度です。

本則課税制度では、課税売上高に係る消費税と課税仕入高に係る消費税、それぞれ計算しなければならないので相応の手間を要しますが、簡易課税制度では、事業区分別の「みなし仕入れ率」を使って課税売上高から納付税額を計算するので**手間が大幅に簡便化**できます。

簡易課税制度を利用したい場合は、課税期間の初日の前日までに簡易課税制度選択届出書を提出する必要がありますので、手続きを行った翌年度から適用されることとなります。（例：個人企業の提出期限は前年12月末日）

ところが



### 簡易課税制度の特例

本年10月からの軽減税率制度導入により、すべての事業者において区分経理が必要となるなど、経理の手間が大幅に増えたことを踏まえ、**本年限定の「簡易課税制度の届出の特例」**が用意されました。

この特例は、課税期間の末日までに簡易課税制度選択届出書を提出すれば、提出年度分から簡易課税制度が適用できるというものです。

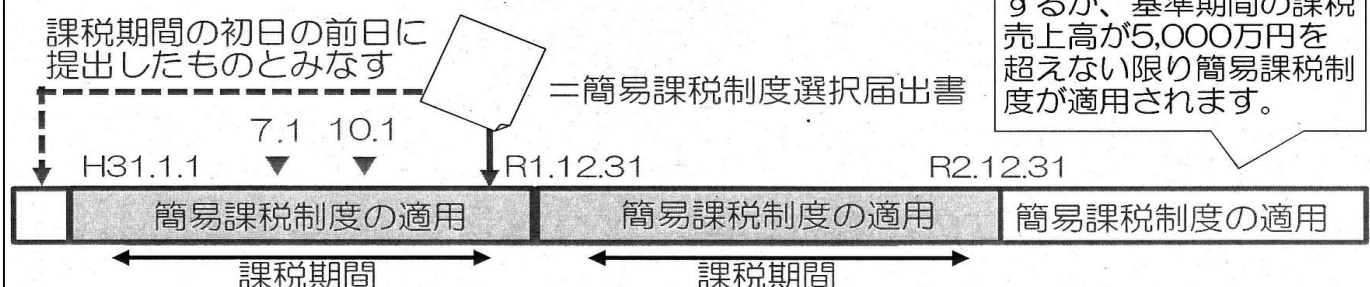
したがって、個人企業の場合は、**本年12月末日までに手続きすれば、本年分（令和元年分）から簡易課税制度が利用できます。**

この特例を適用できる事業年度は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日を含む課税期間になりますので、法人企業も同様に活用できます。

お気軽に商工会または顧問税理士にご相談ください。

国税庁資料より

○ 課税期間が1月1日から12月31日までの事業者の場合



# 「年末調整」と「決算・申告」の準備を始めましょう！

商工会では、12月下旬から年末調整事務指導を行います。

税務署から送付される「年末調整関係書類」のほか、従業員の「控除証明書（生命保険、個人年金、地震保険等）」、「社会保険料支払証明書（国保・国民年金）」などの必要書類を揃えておいてください。



令和元年分の所得税確定申告期間 令和2年2月17日（月）～3月16日（月）

## なくさないで！確定申告に必要な控除証明書

この時期、お手元に「確定申告に必要な証明書類」が届き始めていると思います。紛失すると再発行に時間を要しますので、必ず大切に保管しておいてください。

### ■10～12月に届く主な書類

- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書
- ・住宅借入金の年末残高証明書
- ・国民年金控除証明書
- ・小規模企業共済掛金払込証明書 など

### ■1月に届く主な書類

- ・確定申告のお知らせハガキ
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・支払調書、源泉徴収票 など

例：公的年金等の源泉徴収票

## 祝！吉水博氏が「現代の名工」を受賞！

厚生労働省の『卓越技能者表彰（通称「現代の名工」）』を当会会員の吉水博氏（有限会社吉水板金：美保関町）が受賞されました。

この表彰は、昭和42年に創設され、卓越した技能を持ち、その道で第一人者と目されている技能者を表彰するものです。技能の世界で活躍する職人やそれを志す若者に目標を示し、技能者の地位と技能水準の向上を図ること、また、技能者の模範として将来を担う優秀な技能者の確保・育成を進め、優れた技能を次世代に承継していくことを目的としています。

本年度の受賞者は全国で150名。うち島根県では吉水氏を含めた2名が受賞されました。

同氏は、19歳の時に親族に弟子入りし、出雲大社、神魂神社、美保神社など、名だたる神社仏閣の屋根工事をはじめ、千木や勝男木と呼ばれる屋根飾りを銅板などで作る建築板金の仕事を50年に亘って続けてこられました。塩害を防ぐために「社寺建築には銅板」という基本概念を覆し、銅板の代わりに耐久性の高いカラーステンレスを県内で初めて用いるなど、独創的な手法も高く評価されているほか、子供達に「ものづくり」を継続指導するなど、後進の育成にも注力されています。

今回の受賞にあたり、「仕事を続けることで恩を返していき、この賞に恥じぬよう、日々、勉強して生涯現役を通したい」とおっしゃっていました。

## 新規会員を募集しています！

商工会は、地域企業の身近なパートナーとして、経営全般、資金調達（融資）、経理・税務、労務（労働保険）、経営計画策定、補助金活用など、企業経営を幅広くサポートしています。地域企業に寄り添い、「行きます！聞きます！提案します！」をモットーに経営支援業務を行っています。

近年、会員の減少が続いており、組織力の強化が緊急の課題となっています。

現に事業を行っている方、起業をお考えの方、どなたでも入会いただけますので、お知り合いで商工会に未加入の方がおられましたら、是非ご一報ください。

## 資金繰りは大丈夫ですか？ 一日公庫・マル経資金のご案内

日本政策金融公庫による出張相談会を開催します。  
新規、借換、返済条件の変更など、融資全般から  
事業承継、創業に関することまで幅広くご相談いた  
だけます。

日時 12月6日（金）  
会場 鹿島本所 10:00～12:00  
八束支所 13:00～15:00

### 相談希望の方へ

※事前に商工会へお申し込みください。  
※関係資料をご用意ください。  
決算・申告書2期分、見積書（設備資金）など

### 低利・無担保無保証人「マル経資金」

マル経資金は、商工会員のみが利用できる  
最も有利な融資制度です。

対象者 商工会の経営指導を受けて  
いる小規模事業者  
資金使途 運転資金・設備資金  
融資限度額 2,000万円  
返済期間 運転：7年以内  
設備：10年以内  
融資利率 年1.21%（R1.11.1現在）  
担保 不要  
保証人 不要

## 未来のために「ビジネスプラン」を作きましょう！

環境の変化が激しい現在、事業を継続させていくためには「絶えず変化し続けること」が求められて  
います。法人・個人、事業規模に関わらず、「計画経営（PDCAマネジメント）」に取り組み、収  
益の維持・拡大を図っていくことが肝要です。

そこで最も重要なのが「ビジネスプラン（経営計画）」です。自社（店）の経営資源、強み、外部  
環境をきちんと認識し、“経営の見える化”と“事業の磨き上げ”を行う必要があります。

商工会では、個社（店）の実情と課題に即した実行性の高い経営計画の策定と計画経営をサポート  
いたします。まずはお気軽にご相談ください！

### ビジネスプラン策定の手順

- ①経営状況の把握、経営分析
- ↓
- ②経営課題の抽出・改善策の検討
- ↓
- ③経営計画の策定
  - ・経営理念、経営方針、経営目標
  - ・アクションプラン（具体的取組事項）
  - ・収支計画

商工会の  
伴走支援  
（専門家活用）

### 計画経営の手順

- Plan計画：経営計画の策定  
↓  
Do実行：経営計画の実行  
↓  
Check検証：進捗確認と結果検証  
↓  
Action改善：経営計画の見直し  
→Planへ

## 島根県内の経済情勢

中国財務局が発表した「島根県内の経済情勢（令和元年10月判断）」をお知らせします。

項目	前回（7月）	今回（10月）	比較
総括判断	持ち直している	持ち直している	→
個人消費	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	→
生産活動	回復に向けたテンポが緩やかになっている	回復に向けたテンポが緩やかになっている	→
雇用情勢	改善が続いている	一部に充足感がうかがわれるものの、改善が続いている	→
設備投資	元年度は前年度を上回る見込み	元年度は前年度を上回る見込み	→
企業収益	元年度は減益見込み	元年度は減益見込み	→
企業の景況感	「下降」超となっている	「上降」超に転じている	↗
住宅建設	前年を上回る	前年を下回る	↘
公共事業	前年度を上回る	前年度を上回る	→

全体的には、「持ち直している」としたものの、先行きについては、生産活動において  
海外経済の影響に着目しつつ、個人消費において消費税率の引上げやそれに対する  
政府の施策効果が消費マインドに与える影響を注視していく必要があるとされています。

## 万が一の備えと福利厚生充実のみに！ 商工貯蓄共済にご加入ください！

商工貯蓄共済は、貯蓄・生命保障・融資が一体となった商工会員のための共済制度です。既にご加入の会員企業におかれましては「増口」を、未加入の会員企業におかれましては「1口以上の加入」を是非ともお願いいたします。

- 安価な保険料で大きな保障が得られ、満期配当金もあります。
- 基本型・保険重視型・短期型・安心型から生活スタイルに合わせてお選びいただけます。
- 医療保障特約（入院手術給付金、無事故給付金）、リビングニーズ特約も付加できます。
- 経営の安定維持や従業員への慶弔金などに活用いただけます。

### 自動車共済のご案内

西日本自動車共済では、商工会員に限り、お得な団体割引が適用されます。見積り依頼はお気軽に！

団体割引率

27.5%

#### 【対象車両】

- ①会員の所有車
- ②会員企業の役員・従業員の所有車
- ③上記者の同居親族・別居扶養親族の所有車

※割引率は2020年9月30日までを共済期間の初日とする契約に適用

### 最低賃金のお知らせ

島根県最低賃金が改正されました。

適用：令和元年10月1日～

時間額 **790円**

(前年比26円アップ)

※最低賃金は雇用形態に関わらずすべての労働者に適用されます。

### 将来の備えと節税に！ 小規模企業共済のご案内

小規模企業共済は、経営者（個人事業主・法人役員）のための積立型退職金制度です。国の制度ですので安心・安全のうえ、掛金は月額1,000円から70,000円まで自由に設定でき、全額所得控除できますので“高い節税効果”があります。加入や掛金の増額を是非ご検討ください。

安心 安全

国がつくった

## 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします

#### 制度の特長

#### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

#### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

#### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

 **中小機構**

TEL:050-5541-7171  
(共済相談室)

小規模企業共済 **検索**  
[www.smrj.go.jp/skyosai](http://www.smrj.go.jp/skyosai)

